

第百七十一回国
参議院
総務委員会
會議録
第八号

平成二十一年三月二十六日(木曜日)

午後二時十二分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

大島九州男君

行田 邦子君

三月二十六日

辞任

青木 愛君

補欠選任

青木 愛君

梅村 聡君

補欠選任

大島九州男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

内藤 正光君

加藤 敏幸君

高嶋 良充君

長谷川 憲正君

河合 常則君

二之湯 智君

委員

梅村 聡君

大島九州男君

加賀谷 健君

武内 則男君

外山 斎君

林 久美子君

平田 健二君

吉川 沙織君

磯崎 陽輔君

世耕 弘成君

谷川 秀善君

中村 博彦君

溝手 顕正君

吉村剛太郎君

魚住裕一郎君

弘友 和夫君

山下 芳生君

又市 征治君

鳩山 邦夫君

倉田 雅年君

高山 達郎君

久保 信保君

河野 榮君

山川 鉄郎君

岡本 保君

前川 喜平君

北村 彰君

として梅村聡君が選任されました。

○委員長(内藤正光君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交
付税法等の一部を改正する法律案の審査のため、

本日の委員会に、理学会協議のとおり、総務省自
治税務局長河野榮君外五名を政府参考人として出
席を求め、その説明を聴取することに御異議ござ
いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(内藤正光君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(内藤正光君) 地方税法等の一部を改正
する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する
法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行いま
す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○林久美子君 お疲れさまでございます。

民主党の林久美子でございます。どうぞよろし
くお願いを申し上げます。

国も地方も今は大変に疲弊をいたしております
が、そうした中で、住民にとって最も身近な地方
自治体がいかに住民のニーズにこたえていけるよ
うにしていくなかというのには非常に重要な課題で
あるというふうに出ております。

私個人といたしましては、教育や医療や福祉と
いった非常に重要な部分については、日本全国ど
の自治体にあつても一定の水準がしっかりと確保
されなくてはならないというふうに出ておしま
す。そのためには国がしっかりと責任を持つ、こ
れは財源含めてでございますが、安心して一定の
行政サービスが行われて住民の暮らしの安心が確
保された上でのプラスアルファの部分、それぞ

れの自治体の裁量権というのは大きいであつていい
ことだと思ふんですけれども、まずはそのベース
の部分に非常に今脅かされている中で、そこをど
うやって再構築をしていくのかというのは、非常
に今このときにあつて避けて通れない重要な課題
であるというふうに出ております。

鳩山大臣は、御答弁を伺っておりますと非常に
前向きな御答弁を繰り返してなさつていらっしゃる
ので、大変に頼もしいなと思つて拝聴をし
ておるんですけれども、今日も、鳩山大臣らし
く、前向きな地方の味方の鳩山大臣として御答弁
をいただけると思ひます。よろしく
お願いいたします。

それでは、まず三位一体改革の評価について冒
頭お伺いをしたいというふうに思います。

補助金が削られて、地方交付税も圧縮をされ
て、片や税源移譲はわずか三兆円にとどまつてし
まった三位一体改革によつて随分と地方の風景も
変わってきたような気がしております。正直申し
上げまして、財政力の強い一部の、ごくごく一部
の自治体を除いてほとんどのところは厳しくなつ
たというのが率直な感想でございます。

さて、今年二月十二日の衆議院の本会議におい
て、地方税法等一部改正案及び地方交付税法等一
部改正案の趣旨説明と質疑におかれまして、鳩山
総務大臣は、我が党の原口議員の質問に対して、
三位一体の改革の評価について重要な御答弁をさ
れました。これは三位一体の改革が必ずしも正し
くない部分があつたという内容であつたかと思ふ
んですが、改めて、三位一体改革への評価につ
いて、大臣の御見解をお伺いいたします。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 私は正直を旨としてお
りまして、結果として正しくなかつた部分がある
ことは間違いないからそのように申し上げている
わけです。

三位一体改革は、三兆円の税源移譲ということと所得税から住民税への移譲を行ったという意味では、国税が地方税へ移るといことは画期的なことでありましたから、今後の地方税財政改革を考えれば、その第一歩を踏み出したという意味合いは高く評価しなければならぬのでありましよう。しかしながら、三兆円の税源移譲はしました、あとは行革をやれということなのか、四・七兆円の補助金が削られているわけですから、その差額の一・六兆円というのは地方に節約しろと言っているようなものだろうと、そう思います。

また、地方交付税の見直しが非常に急でありました。当時は地方税収が比較的好調だった。しかも、そこに三兆円移ってきたから地方税収がぐんと伸びた時代であつただけに、まあ三位一体というのは案外いいなという評価をした地方団体の方々もおられたのかもしれない。しかし、これが通常の姿に戻ってくる、あるいは現在のような百年に一度というような景気、経済金融情勢になりますと、あのときに地方交付税の削減が余りに急激に行われていたために、今、林先生がおっしゃったように、一部の財政力のある団体以外はみんな軒並み財政が厳しくなりました。

つまり、地方交付税と地方税が地方の自由に使えるお金であつて、地方団体に言わせれば、地方交付税というのも地方の固有財源だと、本来地方がもたらすべきものをそういう形で法定率を定めて国から移しているという意味では、その地方交付税の言い分は間違っていないと。その地方交付税を急に減らし過ぎたということが何といても三位一体改革の最大の問題であつたわけで、どのような改革にも光と影があるわけですから、郵政民営化だつてそれは大改革で私は賛成した方だ、しかし、やっぱり影もまた濃いわけですね。

その影というのは、例えば、郵政の文化が場合によっては消え去りそうになっているとか、郵便局長さんたちが集荷できないとか、事業会社の人が配達に行ってもお金を預かれないとか、これは明らかにやっぱり影の部分、つまり住民の利便性

の低下になっている。これをどうやって直していくかという問題もあれば、かんぼの宿の超安売りみたいなとんでもないことまでが影の部分として色濃く出ている。

だから、私は、一つの改革をやつて、影の部分が出たらそれを直していく、フィードバックしながら良くしていくというのが政治の当たり前の姿だと、こう考えておりまして、三位一体改革が評価できる部分は十分あるけれども、今の地方団体を苦しめている事実は間違いないと考えております。

○林久美子君 大臣のおっしゃるように、非常に光と影という部分があつて、影の部分が増えなつてしまつていくと、影の濃い部分はその都度見直して直していかなければいけないと、非常に正論でお答えをいただいて、ありがとうございます。

おっしゃる通りに、通常、三位一体改革の成果としては、国庫補助負担金の改革でおよそ四・七兆円、住民税から所得税への税源移譲でおよそ三兆円、そして地方交付税の改革でおよそ五・一兆円、だといふふうになされているんですけども、しかし、これ地方からすれば、これまで行政組織の再編統合や、国に先んじて大幅な定数の削減や給与カットにまで踏み込んで、非常に一生懸命に地方はやってきていると。ある自治体から、小さな自治体からなんかに言えば、もう行革の努力も限界にきているんだという声すらも聞かれているのが今の現状でございます。

一方、国はどうかといいますと、これはまた後ほど触れますけれども、やはりどうしても地方の方にはやっぱり痛みが押し寄せられてしまつていふんじゃないかというのは地方の側に立てば当たり前前の感情でして、もっとしつかりやつてよというのが地方自治体の気持ちではないかなというふう

に思うところでございます。三位一体改革などによって地方に努力を非常に強いている中で、一方で地方を苦しめ続けるような制度が残されているという問題も、これはあるというふう

に思っております。こうしたものの中に法人課税に係る還付加算金というのがございます。大臣よく御存じだと思ひますけれども、景気の急激な落ち込みによって、法人住民税や法人事業税など法人課税に係る税収の落ち込みが地方の財政に大きな打撃を与えていると。その上、確定申告によって中間申告で納付された税額が過大になつて、還付加算金が結果、それを下回るので、返さなきゃいけないので膨大になつてしまつて、より一層ただでさえ厳しい地方の財政を圧迫しているというのが現状であるというふう

に思ひます。正直言つて、私も、この還付加算金というのは、常時それこそ右肩上がりのは、これはこれで全くベケの、駄目な制度とはいひ切りませんけれども、今百年に一度の危機だと言われている中で、しかも、非常に厳しい、なかなか景気の回復も見込めない中で、こういうものをいつまでも放置してはいけないんじゃないかと、しつかり考え直さなきゃいけないんじゃないかと思つていふんですが、まず冒頭、教えていただきましたんですが、そもそもこの還付加算金というのは、いつ、どういう目的で創設されたものなのか、御答弁をお願いを申し上げます。

○政府参考人(河野栄君)

お答えを申し上げます。

還付加算金でございますけれども、税の納付が遅延した場合、この場合は延滞金等が課されるわけでございまして、これとのバランスを考慮して、還付する場合にも一種の利子として還付加算金を付するというにされていふものでござい

ます。こうした還付加算金の制度あるいは延滞金等の制度につきましては、基本的に、国税と地方税を通じて同様の制度として整備されておるものでござい

ます。この還付加算金の沿革等でございますけれども、これ、現行地方税法の制定当初から設けられておる制度でございまして、その割合等につきましては若干変更ござい

ますが、昭和三十八年度の改正によりまして、現在の本則割合として年七・三

％という割合が定められております。その後、平成十一年度改正におきまして、非常に低金利の状況下でござい

ますので、特例措置が設けられておりまして、日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率、いわゆる公定歩合でござい

ますけれども、に年四％の割合を加算した特例基準割合が先ほど申し上げた七・三％の割合に満たない場合には、還付加算金の割合を特例基準割合とする特例措置、こういうものが設けられて現在に至つて

おります。現在、この特例措置の適用によりまして、還付加算金の割合は年四・五

％というふうになって

いるところでござい

ます。

○林久美子君 今御答弁にありましたように、昭和三十八年度の改正で七・三

％とされました。その後、いろいろ景気の状況で非常に合わなくなつてきたので、特例が付けられて、十一年に四

％プラス公定歩合になりましたという御答弁かというふう

に思ふんですが、この還付加算金というのはいわゆる延滞金と裏表の関係にあるというお話でござい

ましたけれども、非常にこの七・三％という数字も、実際四十六年間に据え置かれてい

るわけです。そして、この特例基準割合と言うそうですが、この四・五

％というのも、非常に私はこれ市中金利に比べても高いんじゃないかというふう

に思つております。今、お手元の方に日経新聞の記事をお配りをさせていた

だいておるんですが、ちよつと一部御紹介させていただきますと、四十七都道府県が二〇〇九年度予算案に計上した還付金の総額は四千六百三十四億

円で、二〇〇八年度の二・一倍に達したと。この還付金の大半は今ちよつと取り上げています

も、この割合についてはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 今税務局長が御答弁申し上げたように、延滞金とバランスを取っているというのが一つ、それから、国税にも同じような仕組みがあるので、国税と地方税で見合うようにしているということが一つなんだろうと思います。

ただ、常識的に言う、延滞金というのは、罰金という言い方は良くないかも知れませんが、迷惑掛けましたという罰則の意味合いが含まれてますね。この還付金というのは経済状況の急変で起きることでしょうから、これは地方団体が間違えて取っちゃったというお金ではありません。経済情勢でやむなく税の還付が必要になるということですから、これを見合いとしてきているのは事実なんですけれども、常識的に考えると、本当は見合いという概念はおかしいかもしれせんね。延滞金というのは、遅れてごめんという謝りかな、罰則というよりも過ち料、謝り料みたいなものが含まれている。片方は誤って取ったわけではないわけですから。

それにしても、この本来の基準は七・三％であって、それに満たない場合は四％と公定歩合の合計ということで、今四・五％。これは今の低金利時代にこんなデリバティブはないと思うけれども、何か、あつたら買いたくなるような信じられない金利ですね。今すぐ制度が変えられるというものではないかと思いますが、そこに疑問を感じる私の気持ちは決して間違っているのではない、こう思います。

○林久美子君 非常に分かりやすい御答弁ありがとうございます。

ただ、今すぐに変えられるわけではないというお話でしたが、これは私、大臣の判断一つで変えられるものじゃないかなと正直思っております。

今おっしゃったように、ペナルティー的な要素のものと、要するに、最初からそうしようと思っ

てじゃなくて、その前年度の実績に応じて自動的に法律で定められて入ってくるお金に対して加算をして返さなきゃいけないというのは余りにも非常に理不尽なものではないかというのを併せて、先ほど申し上げましたが、普通のときじゃないわけですね、今、百年に一度の危機と言われ、地方自治体がまさにこれから生きるか死ぬかという非常に困難な状況にある中で、これを放置しておくというのはやはりおかしいというふうに私は考えるわけでございます。

これで、やはりこうやって経済情勢が下向き加減になっていて、いつぐらいになったら回復するのか、どうなっていくのかと非常に分かりにくい中で、この還付加算金によって、地方自治体からすれば本来やりたいことまでできなくなるわけですね、返さなきゃいけないから。それは結果的に、そこに住んでいる住民のサービスが落ちていくということになるわけで、これは国民、県民、市民のために当然ならぬし、地方自治体のためにもならないということも考えたときに、やはりこれはもう思い切って、大臣、この割合を引き下げるか、この法律をこのまま今残すのであれば、自分の間をそれを何らか国が補てんするかとかそういうことを考えるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 一つ考えなくちゃいけないのは、還付を受ける側の企業、これが中小企業である場合にどうかと、こういう点だろうと思いますが、これは確かに地方自治体にとつての大きな負担になる問題でもありますから、どういことが可能であるか、税務局長とよく相談してみます。

○林久美子君 今の御答弁は、可能であるか検討するということメニューの中にこの割合を下げるということと国が何らか補てんをするということは選択肢として当然入るということではよろしいですか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 国がということであれば、これは財務当局とも話し合わなくちゃいけな

いことでございますけれども、私も政府の一員でございますから、それは検討する範囲には全部入ります。

○林久美子君 たしか前回の委員会で大蔵省は地方を元気にするのが私の役割だと、使命だとおっしゃったかと思えます。私、その言葉を信じておりますので、どうかそれは政府の中でしっかりと地方の味方の大臣としてリーダーシップを発揮いただいて、是非、割合を下げるか、国が何らか措置を、補てんをするか、どちらかの選択をしていただきたいということをしつこいようですがお願いを申し上げますが、一言お願いします。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 百年に一度ということですが、それがその金額が、それはまた無責任なことですけれども、この還付金の金額が史上最高とか第何位というような水準を示すことが十二分に予想されるわけでありまして、そういう状況を見ながら、これが地方団体の負担になる、還付金の何というんですか、加算ですね、還付金の加算される額が地方の負担になるということであるならば、地方を救うのが私の使命でございますから、当然そういう方向で考えます。

○林久美子君 ありがとうございます。そういう方向で考えますという御答弁をいただきましたので、期待して、これは地方も、大臣、大いに期待をされているところなんです。鳩山大臣にしかできない法改正を、制度改正を含めて是非お願いをしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。もう一つ、地方にとつて大きな負担となつていのは借入金金の償還の問題です。地方交付税は国税五税の一定割合を収入として、それを基礎的財政需要額として財源不足の自治体へ、地方自治体へ配分するという制度でございますが、実際には国税五税の税収不足など収入が必要額を下回るケースが多くて、このため昭和四十年代後半から交付税特会で借入れが行われてまいりました。昭和五十八年度には残高がおよそ十一・五兆円に達したものの、幸い平成三年度までにバブル景気に

よる税収増から全額の繰上償還が達成をされました。

しかしながら、バブルの崩壊や、先ほど認識を伺いましたが、三位一体改革などによって平成六年度から再び大規模な借入れが行われて、平成十八年度末に残高はおよそ五十三兆円にまで達しています。その後、平成十九年度に国負担分のおよそ十九兆円は一般会計に承継をされ、地方負担分は平成十九年度から交付税特会において順次償還をされることになったわけでございます。

しかし、実際には、景気低迷による税収の落ち込みから、早くも平成十九年度から二十一年度までの地方負担分の償還予定額は、地方交付税の総額確保を名目として後年度の方に先送りというか繰り延べられまして、償還は二十二年から始まることになっているわけでございます。

世界規模の深刻な景気後退が進み、外需依存の景気回復を我が国は続けてきたわけですが、同じような回復が当分の間なかなか見込めないと、厳しい状況が続くということは当然避けられないわけでございます。景気の落ち込みが今日ほど深刻ではなかった平成十九年度すら予定どおり償還ができなかったというのを考えれば、二十二年からこの巨額の借入金を計画どおり償還していくというのは、もう正直言って不可能に近いと言つても過言ではないというふうに思っております。

今後償還する予定とされているこの三十四兆円でございますけれども、この際、私は、交付税特会ではなくて国が責任を持って一般会計に承継して、少しでも地方の負担を軽くして、地方が本来果たすべき行政サービスが安心して果たせるように、また、きちつと再スタートが切れるようにこれは後押しをするべきではないかと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 交付税特会の借入れは、現在三十三兆六千億かな、残っているんだと思いますが、これは、現在はもちろん臨時財の発行をしておりますから交付税特会の借入れはやつ

ておりませんが、この交付税特会の借入金についても国と地方の折半ルールというものが適用されまして、国負担の特会借入金金は、これは一般会計に承継させて国の一般会計における借金としたわけでございます。地方に残されておるのが三十三兆六千億円でございます。これは、地方が将来の地方交付税の原資の増収で負担すべき地方負担の特別借入金として区分されているわけでございまして、地方がこれから返していくということになるわけでございます。といっても、最近は何というんでしょうか、返さないでそのままにしてあるわけでございますが。

本来の地方負担分について、これは国の一般会計に帰属させるということは、多分国庫当局の理解は全く得られないだろうと思います。また、モラルハザードという言い方はしたくはないけれども、地方でもやはり、地方にも責任があるわけでございまして、国と地方の役割分担の中で、このことまで国に全部という、ある意味では徳政令を出すような感じかもしれないんですが、それはなかなか正直言つて難しいというのが私の答弁になってまいります。

ただ、この間からこちらで申し上げておるよう、外国の例を出して説明をするというのは余り私の好きな手法ではないけれども、ヨーロッパの諸国では、概して国と地方の借金というものは、基本的に国が背負つて地方には余り背負わせないという強い傾向が見られるわけでございまして、よく言われる国と地方の累積された借金残高は幾らなんだと、国が六百兆で地方が二百兆だと。三対一というのはヨーロッパ諸国に比べれば非常に地方の割合が大きく出ております。

ですから、林先生がおっしゃる事柄をそういう意味合いでいうならば、この際、地方に徳政令を出して、この三十三兆六千億円を国が背負うというぐらゐの地方を優遇する国であつてほしいと私は思ふけれども、ただ、今のこの時点での御質問であれば、やっぱり折半ルールでやってきておりますから、これは根本的に国と地方の役割を考え

直していく中で初めて解決できることであつて、今のところこの三十三兆六千億円を国に背負わせるというのはいささか無理かなと、こう思います。○林久美子君 大臣の今の御答弁の中で私ちょっと気になったのが、地方にも責任があるとおっしゃつていたんですけれども、折半ルールにしても何にしても、結局これ、私が借金させたんだというふうな正直申し上げたいというふうな思つております。

国分、地方分とおっしゃるわけでございますが、これはいわゆる概念上の問題であつて、先ほど大臣御自身が御答弁されましたが、地方交付税、国税五税分について、いわゆる国が集めていくけど本来地方に渡す分を、法定率を定めてそれを渡しているわけで、それが足りないから借金させているわけですね。しかも、借金させて半分持てという話をしていくわけでございまして、これは、明らかに国がつくらせた借金である以上、国が責任を持つべきだというふうに私は考えているんです。

そういう国であつてほしいという大臣の願ひの御答弁もございましたけれども、これ私、大臣、政治決断だと思ひます。過去、例えば、旧国鉄関係の旧日本国有鉄道借入金とか国有鉄道清算事業団の借入金とか国有林野事業の借入金とか旧本四公団関係の借入金とか、挙げれば切りがないんですが、国がこうした借入金を承継しているケースというのはあるわけです。それはいづれも政治判断で行われているわけです。

先ほどから、くだいようですが、百年に一度というのであれば、しっかりと立て直さなくちゃいけないのであれば、こういう政治決断をすべきじゃないかと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) なかなか鋭くて、私も、責任と言つたときにちよつとしまつたと思つたんで、これは責任ではないんです。つまり、地方交付税が足りないから特会から借入れしたわけですから、使つた責任ということはあるかもしれ

れませんが、地方が享受した分について何らかの負担をするという言い方の方が正しいんで、地方が特会からそれぞれが借金したわけではない。足りない交付税の分を特会からの借入れにしたというわけですから、責任だと言つた部分については私は取り消したいと、こういうふうな思つております。

ですが、現在、国の財政状況もこんなふうでございまして、今いろいろ過去のいい例を聞かせていただきましたが、これは、要するに地方分権とか地方行政の抜本的な改革というのをいよいよやらなくちゃいけないときが迫つてきている。だから、これをできるだけ早く地方行政の大改革をやつていく中で解決をしていきたい問題だと思ひます。もうこれは近々にやらなくちゃいかぬと思ひます。

○林久美子君 地方行政の抜本改革をやるべきときに来ているということでございまして、この抜本改革をやるときに、こういう借入金や国が承継することも当然私はだから考えるべきだと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 現在、臨財債という形を取つていのはなかなか巧みなやり方でございます。これはなかなかうまいことを考えたものだ。これは、特会の借入れよりやつぱり臨財債の方が非常に国と地方の関係を整理するにいい仕組みなんだと思ひますが、しかし、この臨財債というの、ある意味でいえば、交付税がどんどん増えないという状況であれば、これは地方交付税の先食いしている、タコが自分の足食つちやうような話になつてくるわけですから。

ですから、地方と国の、地方税と国税の配分を変えろとか、そういう中期プログラムと言われているぐらゐの年限か、あるいは税制の抜本改革というのか、そういう中で、地方の税財政制度の抜本改革をしていく中ではこの問題は取り上げる価値はあります。

○林久美子君 ありがとうございます。

今、税制の抜本改革というお話がございましたが、ということは平成二十三年度からでございます。抜本改革は、それぐらいまでにしっかりとこの辺は整理をして臨んでいただけたらということよろしくございします。

○国務大臣(鳩山邦夫君) そのようなタイミングでやらなければいけないと考えます。

○林久美子君 ありがとうございます。

そもそも借金が膨らんだのは、地方交付税が十分でないからだということも再三再四、鳩山大臣御自身もこの委員会で御答弁をされておられました。これ正直言ひまして、これも大臣御答弁されていますが、国税五税の法定率を私やつぱり上げなきゃいけないと、まずは、というふうな思つております。

平成八年度以降、地方交付税法第六條の三の第二項に該当する大幅な財源不足額が発生したことから、平成十年度以降三年間の措置ということで財源不足を国と地方で折半するいわゆる折半ルールという原則に基づく措置がずっと繰り返して行われてきたわけでございします。

一方で、これは地方交付税法第六條の三の第二項が予定している地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正ではないんじゃないかという議論もこれは同時に行われてきているわけでございします。

現在行われている制度改正としての折半ルールでございますが、今はまさに平成十九年度から十九、二十、二十一と、二十一年度までの三年間の措置であるわけでございまして、平成二十二年でも地方交付税法第六條第三項に該当した場合は、じゃ、どうするのかと。これまでどおり場当たり的なこの折半ルールを続けるのか、それとも、大臣が御答弁をされているように、地方行政のこういう制度改正ではなくて地方交付税率の変更ということを実行されるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 私の答弁書にこう書いてあります。引き続き巨額の財源不足が生じていることを踏

まれば、地方交付税法第六条の第三項に基づき、地方行財政制度の改正又は地方交付税の法定率の引上げを行うことが必要であり、地方交付税の法定率の引上げは常に検討すべき課題。ここまでは全く正しいと思います。

その一方、国も大量の公債を発行する厳しい財政状況にあることを考慮すると、法定率を直ちに引き上げることが現実には困難であるため、景気回復を最優先しつつ、地方交付税の特例的な加算や臨時財政対策債の発行等により財源不足を補ってんしているところをごいいますと、こうなっているわけです。今後、経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革に取り組み際には、地方消費税の充実、地方交付税の法定率の在り方の検討など、地方税財源の充実に取り組んでまいりたいと。

これは模範答案で、私、これ自体間違っているとは思いません。ただ、一番気になるのは、これにやっぱり政治的な判断を加えなくちゃいかぬだろうと。つまり、法定率を直ちに引き上げることが現実には困難であると、今はあきらめていますよということ、今年ぐらいならばいいですが、この考え方をずっと貫いていきますと、地方交付税法第六条の第三項の状況、つまり、財源不足が三年続く、つまり財源不足というのが一定期間続く。財源不足というのは交付税の不足額が割以上と読む、一定期間というのは三年と読むとすれば、まさに今その状況が続いていると。

ごく短期的に考えれば、やはり臨時財源の発行だ、折半ルールというのが、一種の行財政制度の考え方だと、改正だというふうにとらえることはできますけれども、先ほど申し上げましたように、中期プログラムと言われる、二年なのか二年半なのか三年なのか、チームの取り方は非常に難しいと思いますけど、今から二、三年の間に景気も経済も回復して中期プログラムで議論されているような状況になってくれば、そのときに絶対にやらなければいけないと。

それは、法定率の引上げもあるし、国税五税を

対象税目の見直し、もつと増やすとか、あるいは中期プログラムで地方消費税をうんと増やしていくんだ。つまり消費税は除いたっていいわけだし、いろんなそういう大改革を先ほど申し上げたような二年とか三年という中期プログラムで言われている期間のときにやらなければならぬ、こう考えます。

○林久美子 大臣、今、今年ぐらいいいとは思いますが、おっしゃったんですが、私は今年ぐらいいいとは思っていません。本当に、今地方はもう本当に悲鳴を上げているわけです。住民が近くにいて、住民が求めるサービスがあつて、それにこたえたいのにこたえられないのが今の地方の現状なわけです。

それで、私は正直言って一刻の猶予もないと思つていて、今の御答弁だと、今から二、三年の間に法定率の引上げも対象税目の見直しも行うんだということをおっしゃっていましたけれども、じゃ、まず平成二十二年、折半ルール切れるわけです。この二十二年はどうされるんでしょうか。

○国務大臣(鳩山邦夫) 来年度、つまり今年の年末ぐらいには翌年度の地財計画を作っていくわけですから、当然そのときにある程度の二十二年の方針は決めるわけでありまして、私が再び議員やっていられるかどうかの保証もありませんし、それは選挙というのを挟みますから何が起きるか分からないことではありますが、仮に、仮にです、これは常識ではあり得ないことですが、もし私がこの暮れに総務大臣を継続してやつておつたら、二十二年の地財計画に向けては相当な大議論を財務当局にも吹つけていくでしょうね。

○林久美子 選挙を挟みますけれども、私は、今の大臣としてのお考えを聞いています。そのときの大臣がだれかというよりも、やはり今の総務大臣として、二十二年をちゃんと見通しながら、現下の経済情勢を把握しながら当然来年度のことまで考えていくのは当たり前のことだと思ひますので、大議論というお話でございました

けれども、今の段階で大臣は二十二年をどうしようと思つていらっしゃるのか。だって、劇的に回復するなんて考えられないわけですよ。ね、普通の感覚からすれば、その中でどうするんだと、実際の制度は切れてしまふんだからということとを伺つていて、どう思いますか。今の大臣が決めることではどうされるかと。お聞かせください。

○国務大臣(鳩山邦夫) 劇的な経済回復、景気回復があり得るかと、これは昨日の経済財政諮問会議でも随分議論があつたところをごいまして、それは、アメリカも超大型の予算を組んで景気回復のために懸命であつて、少なくとも来年はプラス成長にしようというのがアメリカの考え方だろうと、こういうふうに通つてお

ります。そういう状況を見なければ何とも言えないとは思いますが、少なくとも、少なくとも総理の言う全治三年という考え方にしてみても、全治三年というのは三年目で急に立ち直るというわけではなくて、今から一生懸命努力をして立ち上げていかなければいけないわけですから、当然、それは折半ルールとか臨時財源ということも頭に浮かぶとは思いますが、二十二年の地財計画を作っていく上で、当然、中期プログラムのスケジュールで地方財政制度の抜本改革をやっていくならば、何らかの芽が出ていくようなことぐらいはしないといけない、結局は地方財政の全治三年ということもできなかりますね。

○林久美子 済みません、二十二年はどうするかというお答えにはなっていないような私は気がするのですが、まあなかなか言いにくいのかなという大臣のお立場も理解をしつつ、二十二年の折半ルールをやめてもらいたいというのが私の正直な感想です。正直な感想です。

折半ルールをやめて、税制改正でございますね、税制の抜本的見直し、二十三年からですね。二十二年、切れるわけですね。二十三年を待つていたら二十二年は空くわけですね、当然、ここで

私は、税制改正を待つことなく、もう折半ルールもやめて法定率を引き上げるべきだというふうに通つていられるんです。

大臣、二、三年というお話ありましたが、こういう選択は可能かどうかだけちょっとお答えいただいていいですか。

○国務大臣(鳩山邦夫) 答弁の繰り返しになつてしまふけれども、少なくとも、法定率の引上げとか対象税目の変更とか、そうしたことについでに我々として一番望ましい姿に向けての主張というものは、当然、二十二年の地財計画を作る以前からしていかなければならないと思つています。

○林久美子 大臣、私は非常に前向きな大臣の御答弁ですので前向きに受け取らせていただきます。法定率の引上げも、対象税目の入替えも、そうしたことも、総務大臣として地方の立場に立つて御主張いただけるというふうに通つていきますので、そのようにお願いを申し上げます。

本当は税目とかももうちょっと細かく伺いたかつたんですが、要は、税目についてちよつとやっぱり見直さなきゃいけないと私も思つていて、その理由は、地方交付税である五税は国税収入の全体以上に景気反度度はやっぱり高いんですね。非常に高い。国税の一般会計分については、平成二十一年当初額は平成二十二年補正予算額に比べて三千二百六十億円の減で、割合にすると〇・七%の減です。これに対して、地方交付税の法定の五税分では、二十一年当初予算額は二十年度の補正予算額に比べて、国税とほぼ同額の三千五百九十七億円の減なんです。割合にすると、国税の場合は〇・七%の減ですが、三%の減になってしまふと。だから、要するに非常に景気反度が高いわけですね。

だから、やっぱりそういった意味では、地方交付税というのは、基礎的なことをきちつとやるために、余り振れないような税目に入れ替えるのか、どうするのがいいのかというのは、しっかりと

とこれ検討しなくちゃいけないというのが問題意識としてございますので、是非御理解をいただきたいというふうに思います。

次の質問に参りますが、一方で、交付税そのものがはらむ課題というのやっぱあるわけですね。これは大臣御自身も義務教育の国庫負担のときに痛烈に感じていらつしやると思いますが、財政が豊かなときは、でも大体減つていきますが、まあ置いておきまして、財政が厳しい状況の中では特に、その目的になかなか一〇〇%使いたくても使えないという現状がございまして、結果的にはそれが地方自治体の財政力によって提供されるサービスの格差につながつてしまつていて、問題もございます。

そこで、公立保育所の運営費について伺いをしたいと思ひます。平成十六年のまさに三位一体改革について議論が行われていたこの総務委員会で、現在我が党の筆頭理事を務めていらつしやいます高嶋理事が、当時、公立保育所運営費の一般財源化について、一般財源化されることで公立保育所における保育サービスの水準が低下するのではないかと懸念をしていらつしやうに指摘しております。

そこで、これ厚労省さんにお伺いをいたします。一般財源化の前と後、具体的に言うと平成十五年と十九年度の比較で、この予算はどのようになつてゐるのか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(北村彰君) お答えを申し上げます。公立保育所の運営費につきましては、平成十六年度に一般財源化されてから、厚生労働省としてはそのデータを持ち合わせていないところでございますけれども、社会福祉法人日本保育協会の調査結果によりますと、公立保育所運営費の平成十九年度を比較いたしますと、保育所運営費の入所児童一人当たりの月額経費は二・四%の減となつてゐるところでございます。

○林久美子君 それでは、二つまとめて御答弁いただいてもよろしいでしょうか。

一般財源化などの影響によつて公立保育所運営費を削減、圧縮した市はどれくらいあるのかというのが一点、そしてもう一点は、具体的な経費の削減の項目として最も削減割合が高かつたものは何か、教えてください。

○政府参考人(北村彰君) お答え申し上げます。

同じく社会福祉法人日本保育協会の調査結果でございますが、平成十九年四月一日現在、調査回答のありました市並びに区の中で、一般財源化後に公立保育所運営費の予算を削減したと答えた市区は全体の六一%となつてゐるところでございます。

また、同調査結果によりますと、調査回答のありました市区の中で人件費を削減した市区が五九・四%、旅費を削減した市区が四〇・八%、庁費等の見直しを行った市区が三七・八%などとなつてゐるところでございます。

○林久美子君 ありがとうございます。これ一般財源化によつて非常に圧縮されているという実例でございます。

公立、民間を問わずですが、もう御存じのように、待機児童の問題は非常に深刻なわけです。保育所が足りない、ハードが足りないという問題がある一方で、実はそこで働く人の確保というのも本当に今難しくなつてきています。たくさんの子供たちがいて、そのニーズにこたえようとするんだけれども、やっぱり人件費も削られてゐる中で非常に定着をしない、人が定着をしない、応募も少なくなつてゐるという現場の声も聞かれております。こうして一般財源化されたことで、こういうところに、非常に生活に密着したところに大きな影響が出てゐることについて、大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 民主党の鳩山由紀夫さんという人がかつて本会議で、要するに補助金や負担金を全部一括して境を全部なくせという、これはしばしば民主党から聞かれる意見ですが、それに対する答弁書や資料というのが今でも総務省に残つておりまして、時々見るわけですけども。結局、すべて一般財源化して自由に地方に使用せよというの、それは一つの考え方だと思ふんです。それはまさに地方自治なんですよ。

しかし、実際、義務教育も含めて、それは介護だとか国保だとかそういうのでびしと埋まつていて、実はすき間がほとんどない。そのすき間みたいところって何が、すき間をどうやって増やしていくかという、例えば高校以下の私学助成をちゃんと削るとか、そうしないと新しい財源が生まれないという、我々が作つたそれに反駁する論拠の資料があるわけなんです。

だから、すべて補助金や負担金を全部一括して交付金にしろというのは一つの考えで地方自治なんですけれども、私は、ちよつと違う話で申し訳ありませんけれども、義務教育国庫負担制度、私が文部政務次官、それから文教委員長とかずつとやつておつたんですが、その間に、旅費、教材費を自治省にあげちゃう、その表現で言えば一般財源化。最初は恩給だとか共済の追加費用とか何かそういうのがどんどん、要するに予算が増やせないもんだからどんどん一般財源化していった。

結局、本当は教材費ぐらいは国が責任持つたつていいわけですね。教材費をやつぱり一般財源化すれば、本当に教材になつてゐるかどうか分からぬですよ。図書館の本はちゃんと購入してくれど、とは言つても、それだつて本当に購入したかどうかという証拠はないんですよ。私が文部大臣のときに図書館の本を倍にするとおっしゃった。文部省予算でやろうと思つたら、金がなかつたから全部一般財源でやつてもらつた。多分増えたらうけれども、全部が全部そこに使われたかどうかという保証はない。

この保育所の運営費の、公立保育所の一般財源化に伴つて同じようなことが、同じようなことというのか、結局使われないということが起きれば、それは保育とか教育、さらに子供の命にだつてかわる可能性があるから、一般財源化されてサービスが低下しないことはとても重要なことですが、しかし地方自治体にはみんな財政事情があるじゃないですか、厳しい厳しい財政事情が。そういう中で人件費なんかも随分削られてゐるようございまして。ただ、理屈からいへば、平成十五年と十九年を比較すると、一般的な市町村の歳出が三・一四%減つてゐる。その中で保育所運営費は、これ二・四%と見ていいのかな、失礼しました、一・九%の減にとどまつてゐるというのは、それぞれが苦しい予算の中で保育所の方にはまだ、何というか、予算を削らないで来たというふうには見えるのかなというふうには思ひますが、とりわけ公立の保育所の問題は、その需要が高いということ、子供の将来にかかわること、あるいは子供の命にかかわることでございますから、できる限りそれぞれの地方団体でこの予算は維持してもらいたい、この願ひでございます。

○林久美子君 結局、私はだから財政的に足りていないんだと思つてゐる。ちゃんと地方交付税も足りていないから、こういうことによつぱり結果的になるわけですよ。だから、先ほども申し上げましたように、法定率を上げてくださいますか、借金はきつと国が責任を持つてくださいますか、還付加算金はやめてくださいますかということを申し上げておるわけでございますけれども、こうした状況はもう、先ほど大臣の方から先んじて御答弁をいただきましたけれども、教育についてもやつぱり同じなわけです。大臣は文部大臣をしていらつしやるのでもう私が申し上げるまでもございませぬが、結局そういうところのしわ寄せというのは、教育の機会均等とかうたわれてゐても、そういうところに実際は出てゐるわけなんです。

そこで、まずちよつとお伺ひしたいんですが、基準財政需要額において教育費としては今幾ら積まれてゐるのか、教えていただけますか。

○政府参考人(久保信保君) 平成二十年度の普通交付税の基準財政需要額、これは全体で四十五兆

かわる可能性があるから、一般財源化されてサービスが低下しないことはとても重要なことですが、しかし地方自治体にはみんな財政事情があるじゃないですか、厳しい厳しい財政事情が。そういう中で人件費なんかも随分削られてゐるようございまして。ただ、理屈からいへば、平成十五年と十九年を比較すると、一般的な市町村の歳出が三・一四%減つてゐる。その中で保育所運営費は、これ二・四%と見ていいのかな、失礼しました、一・九%の減にとどまつてゐるというのは、それぞれが苦しい予算の中で保育所の方にはまだ、何というか、予算を削らないで来たというふうには見えるのかなというふうには思ひますが、とりわけ公立の保育所の問題は、その需要が高いということ、子供の将来にかかわること、あるいは子供の命にかかわることでございますから、できる限りそれぞれの地方団体でこの予算は維持してもらいたい、この願ひでございます。

○林久美子君 結局、私はだから財政的に足りていないんだと思つてゐる。ちゃんと地方交付税も足りていないから、こういうことによつぱり結果的になるわけですよ。だから、先ほども申し上げましたように、法定率を上げてくださいますか、借金はきつと国が責任を持つてくださいますか、還付加算金はやめてくださいますかということを申し上げておるわけでございますけれども、こうした状況はもう、先ほど大臣の方から先んじて御答弁をいただきましたけれども、教育についてもやつぱり同じなわけです。大臣は文部大臣をしていらつしやるのでもう私が申し上げるまでもございませぬが、結局そういうところのしわ寄せというのは、教育の機会均等とかうたわれてゐても、そういうところに実際は出てゐるわけなんです。

そこで、まずちよつとお伺ひしたいんですが、基準財政需要額において教育費としては今幾ら積まれてゐるのか、教えていただけますか。

○政府参考人(久保信保君) 平成二十年度の普通交付税の基準財政需要額、これは全体で四十五兆

六千六百六十八億円でございまして、そのうち教育費につきましては十兆一千五百四十九億円でございまして、全体の基準財政需要額に占める割合は、二・三％でございまして。

○林久美子君 その中で今御答弁が大臣の方からございましたが、教材費につきましては大臣の御尽力によって、聞くところによりますと、来年度から教材整備緊急三か年計画が実施をされて、三年間で二千四百五十九億円が計上されるというふうに伺っております。大変な御尽力で、これはすばらしいなというふうに私も感動をいたしておりますが、教材費については昭和六十年にこれは一般財源化をされておりました、つまり公立保育所運営費よりも早くに一般財源化されているんですが、そこで文科省に伺いたいんですが、この六十年以降ですね、教材費はどういう傾向にあるのか、措置率ですね、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(前川喜平君) 地方自治体の教材費につきましては、これは小中学校でございましてけれども、一般財源化されました昭和六十年以降、私も文部科学省として実際に使われた額を調査しております。これは市町村ごとのばらつきが大きいわけでございましてけれども、全体を足し合わせました場合に、昭和六十年度におきましては、決算額で申しますと約三百二十九億円でございまして、その同じ年度の地方交付税の積算基礎でございまして基準財政需要額では約二百七十二億円でございまして、実際に使われた額が交付税措置額に対して二・二％だということ実態がございました。その後、平成八年度までは基準財政需要額を上回る予算化がなされていたわけでございましてけれども、その後一貫して低下傾向にあるという状況でございまして。

○林久美子君 つまり、これは一般財源化されてやつぱり下降傾向にずっとあるわけですね。六十年以降といえば、景気がいいときも悪いときもいろいろあつたわけですが、傾向としては下がり続けているというの、こういう予算は削られやう

いと、付きにくいと、使われにくいというところが私やつぱりあるんだと思います。これは大臣も御存じのように図書費も同じです。

そうした中で、子供たちの教育の重要性というのはもう十分に御認識かと思えますけれども、やはりこの国の未来を担うのは私は子供たちだと思っております。そのために、やつぱり借金も次の世代に残さないようにしようじゃないか、あるいは子供たちが安心して育つていけるように雇用も整えようじゃないか、きちつと教育の充実も行おうじゃないかと。国際競争力というのであれば、しつかりとやつぱり子供たちを育てる努力をしなきゃいけないんじゃないかということが多分みんなが思っているにもかかわらず、こういうところ実際に予算が使いたくても使えないと。それは縮減割合でいったら、ほかのものに比べたらまだまだですよというお話でございましたけれども、まだましというレベルではなくて、やつぱりちゃんと投じて、未来に投資をしていくというの私は欠かせないことだというふうに思っております。時間も追ってまいりましたので、大臣に、申し訳ないんですが、二つまとめて伺わせていただきたいんですが、まずやつぱりこの基準財政需要額の中の教育費をもうちょっとボリュームを持たせていただきたいと、これはお願いが一点です。それともう一つ、結局、今日ちょっと時間の中でいろいろなことをする申し上げましたけれども、やはり光と影とお話冒頭ございました。そういう意味では、何とかな、補助金とか交付税とかいうものに関してもメリット、デメリットがある、国の役割、地方の役割も整理をしていかなくちゃいけないという中であつて、この国は、やつぱりこれ大事なことだと思ふんですが、確実に地方分権、地方主権の社会に向かつているわけですね。

そうした中で、鳩山大臣も先日所信表明で触れていらつしやいましたけれども、新分権一括法案、これ平成二十一年度中できるだけ速やかに国会に提出をするというお話でございましたけれども、まさにこの法案の中では、様々な具体的な事例を踏まえながら、そして地方の財政状況をきちつと考えながら、国がやるべきことは何なのか、地方がやるべきことは一体何なのか、そうした中でどういうふうな交付税の制度であるべきなのかというところをしっかりと踏まえて、そういったメリット、デメリット、光と影を検証した、いわゆる真の地方分権の社会を実現させるための法案として御提出をいただきたいと。これは御決意をお伺いしたいんですが、この二点、いかがでしょうか、お願いします。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 教育関係については、基準財政需要にボリュームを持つて積んでいけというのはいくらもおっしゃるとおりで、私はこの教材費の今グラフを見ておりますが、教材費については、私かなり一生懸命やつてきたつもりで、当時の総務省の香山自治財政局長等にお願いをしたら、合点だ、やつてあげよう、こういう感じだったんです。合点だ、やつてあげようというのがこの上の交付税のグラフで、実際に使われたのがその半分とまでは言わなければ六割ぐらいしか決算額でいけば使っていないと、こういうことでございまして、この辺どういうふうに、ただ、こちが需要積んでも使わないということでは困りますので、これは前川喜平さんも頑張つてやりやつていただかないと困ると、こういうふうに思っています。

それから、おっしゃるとおりなんです。地方分権改革の問題は、おとといでしようか、工程表を作りました。その工程表によつて、改革大綱をこの年末に作つて、それから地方分権一括法を出して、二十四年から新しい制度だ、こういうことになつておりますが、当然それをやる場合には、私は、新しい国と地方の関係というものを考える場合には、国の出先機関がどういう形になるかというの二の次なんです。国の事務と権限をどこまで地方に移すかということがまず第一。いっぱい移した中で初めてスリムになつた国の新しい出先機関の形ができる。

そういうことになりますと、今のような地方の財政ではどうにもならないわけですから、財源自体、つまり今の国税を地方税に大幅に移さなければできないことでございますから、それは国を挙げての、与野党を挙げての大事業として取り組まなければこれは絶対できないと、そう思いますので、一緒にやりたいと思います。

○林久美子君 ありがとうございます。

図書費、教材費は御存じのように計画にのつとつて積まれているものなんですが、それにもかかわらず予算の措置率が低いということは、使いたくても使えないんだ、足りないんだということ、十分に御認識をいただきたいということ、しつかりと改革に取り組んでくださると、地方の財政的な部分でしつかりと自立ができるように応援をするんだという御決意をいただきましたので、くれぐれもしつかりお願いいたしますということをお願いいたします。

どうもありがとうございます。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。林委員の質問に続きまして、私も保育所の問題について今日は質問をしたいと思つております。

保育所の待機児童の増加が大きな問題になっておりますが、この二十四、二十五日に全国保育団体連絡会が緊急に、入りたいのに入れない、保育所ホットラインという電話相談をされました。夫がリストラされ、自分は職が見付かつたが夫はまだ、保育所に入れるかどうかとか、ダンブの運転手、四歳、三歳、六か月の子供がいるが自営業のため認可外保育所にも入れない、手取り五万円しかなく心配など、涙ながらに経済的理由で仕事に就かなければならなくなった、あるいは今まで以上に働かざるを得なくなったという声がたくさん寄せられております。

厚労省に聞きますけれども、こういう保育ニーズの急増、実態をつかんでおりますか、そしてどのように対応しようとしておりますか。○政府参考人(北村彰君) お答え申し上げます。

保育所待機児童数の把握につきましては毎年二回の例年調査を行っておりまして、四月一日そして十月一日現在の全国的な状況を把握しているところでございます。

それによりますと、平成二十年度四月は一万九千五百五十人、平成二十年度十月には四百八十八人ということになっております。ただし、その後、昨今の雇用情勢の悪化等によりまして、待機児童数につきましては、保育所への申込みが増加しているという報道もございます。そういうことも踏まえまして、今年の四月時点の待機児童数、こちらにつきましては例年よりも大幅に集計作業を短縮する努力をいたしまして、できる限り早く公表できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

また、待機児童の対策についてどうかということでございます。

待機児童の早期解消のために、平成二十年度第二次補正予算におきまして安心こども基金として約一千億円を盛り込んだところでございます。これは、待機児童を早急に解消するということを目指しまして、平成二十二年度までの集中重点期間におきまして十五万人分の保育所等の整備を推進することを目的にして都道府県に基金を創設するというものでございます。さらにまた、現行施策における追加的施策といたしまして、賃貸で新設する場合の補助の拡大、あるいは家庭的保育、いわゆる保育ママでございますが、家庭的保育の対象児童の拡大、そういった即効性のあると考えられるような施策も行うこととしております。

これらの施策を総合的に精力的に実施することによりまして、待機児童の解消に努力してまいりたいというふうに考えております。

○山下芳生君 もっと緊急に実態をつかむ必要があると思います。四月につかんで早く集計しても、四月に入れない子供がたくさんあふれる実態がもう目の前に来ておりますから。

それから、今追加対策を言われましたけれども、もう一つ、定員の弾力化というのでも発表され

ているんです。しかし、現場の声を聞きますと、これまで緊急対策で定員の弾力化をしてきたと。もう保育所はばんばんになっているわけですね。ホールをつぶしてとか空きスペースをつぶして子供のスペースにカウントして定員をいっぱい増やしてきた。もうこれ以上弾力化なんてできないよという声が上がっております、悲鳴が上がっております。

私は、根本的な問題は、保育需要がずっと増大してきているにもかかわらず認可保育所の整備を怠ってきたことにあると思います。

お配りしております資料の二枚目に数字をグラフ化しましたけれども、保育所入所児童数はずっとこれ増えているんですね、傾向として。九〇年代の半ばから、景気が悪くなつてからずっと増えているんだと思います。ところが、保育所数はずっと減つたまま二〇〇〇年代になってようやく慌てて増えてきているというずれがあるわけですね。

そういうことが根本にあるわけで、やはり認可の保育所の整備を根本的にやらないと、弾力化に頼つていたのではもうますます矛盾が拡大するというふうに思います。

そこで、認可保育所の整備がどうなっているか。三位一体改革によって交付税の大幅削減がやられましたけれども、これによって自治体の保育予算が減つております。先ほどの答弁にもありましたけれども、日本保育協会の調査では、自治体の保育所予算が圧縮されたという回答が調査した自治体の六割から上がっております。マイナス二・四％、一人当たりの保育所運営費が減つたということになっております。

何でこうなるのかといいますと、これまで自治体は実施責任を負っておりまして、国の保育に係る補助金以上に独自の補助を実施してきたわけですね、自治体として。何でかという、厚労省が決めた保育運営費や施設整備費では、保育所の運営がそれだけではできないからです、少な過ぎる。そこで、独自の自治体の補助をやってきたわ

けですが、三位一体改革で交付税がばつと削られることによってそれができなくなってきた関係で保育予算が削減されているということになっております。

様々な問題が生まれております。

例えば、都道府県の保育費用負担責任というものが一般財源化されることによってなくなりまして、東京、大阪、京都では官民格差は正補助金が見直されたり廃止されたりしまして、公立で維持している水準を民間にも維持してもらうための独自の民間への補助がもうなくなつていっております。これ、民間の保育園の経営に大打撃になっております。

それから、障害児保育補助金、これは国の補助金だったんですが、これまで一般財源化をされまして、それに伴って都道府県の単独補助金の廃止、見直しが進んで障害児保育の事業が後退をしているということもあります。

それから、保育士は、人件費が削減されるということになって、正規から臨時、非正規に随分置き換えがこれによって進みました。非正規の保育士の賃金というのは月十三万円程度。これ自身がワーキングプアですけれども、同時に子供にとつては、結構替わるわけです、入れ替わる。だから、子供の保育、成長、発達に継続して責任を負えなくなるといふことにもなっております。

親にとつては保育料の値上げが、このさつきの調査でも、一割ぐらいの自治体でもこれによって起こつたということが言われております。

一番大事なのは子供たちにどんな影響があるかということなんですが、老朽施設などの改修や耐震化の予算がもう付かなくなつたということで、これは大阪の公立保育所ですと、天井を踏み抜いて猫が落ちてきたとか窓にガラスが入つていないとか、木枠の窓で、冬に親が日曜日に目張りをしていてという実態が起つております。

大臣は、東京の中央郵便局の局舎を見て、穴が空いてけしからぬとおっしゃっていましたけど、子供の保育所の天井に穴が空いているということ

も私は是非一回御覧になっていただきたいなと思いましたが。

このような三位一体改革で保育予算が縮小してこういう様々な影響が生まれていることについて、まず大臣の認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 結局、三位一体改革の光と影という話は先ほどしました。

ただ、林委員が前の私の答弁を聞いておられておっしゃいましたけれども、私は義務教育国庫負担制度で、割合を二分の一から三分の一にするのに大反対をしたんです。先ほどまでここにいた前川喜平さんというのが役所の中でそのまた先兵をやっていたんですね。

なぜ私が反対したかということ、教育というのは国が責任を持つべきなんだと、法定受託事務とは言わないけれども。西岡武夫先生という方が今民主党におられる。私の文教関係の大先輩で、西岡先生は、義務教育諸学校の教職員は国家公務員にしろと、全額国が払えと、義務教育なんだから、九年間は国が全部責任を持つんだから教職員も国家公務員であるべきだということをお前からおっしゃる。私もそれの一つの考えだなというふうに申し上げているときに、三位一体ですから、私がどれぐらい反対したかと。

結局これ、命だとか教育の問題というのは本来国が責任を持たなくちゃならない。前は、国が半分、都道府県四分の一、市町村四分の一という制度があつて、そのときの数字が三千二百二十億円というのをもらっているんですが、私は、平成十六年から二十年度ずっと三千三百二十二億円を単位費用として基準財政需要に積んでいるというふう聞いていたわけですが、その間、入所している子供が増えれば一人当たりの費用は落ちるんだらうと思いますが、これ、とにかく最優先でこの保育所の予算はそれぞれ地方自治体に組んでもらわなければならない。そのためには、地方交付税を増やさなくちゃならない、地方税も、地方税は今増える状況にありませんけど、要するに地方交付税を増やさなくちゃならぬと、こういう仕組みに

なると思います。

ちなみに、例の第二次勧告で、国の義務付け、枠付けを一万個見て、六千ぐらいいは整理していいんじゃないかと、条例なんかは任せていいんじゃないか、四千は国の義務付け、枠付け残してもいいんじゃないかという一覽表があつて、その中に、保育園のいろんな基準については国の義務付け、枠付けを外す方に入つておつたんです。私は、これは外さない方がいいと。外して、地方自治体がもし万が一金がないからとかいろいろな事情で劣悪な保育所を認可したら、あるいは公立でつくつたら大変なことになると。私はそういう意味で、教育とか保育とか、人の命最優先ということとで地方団体にも要請していきたいと思つています。

○山下芳生君 もう一つ、三位一体改革によつて保育の現場に深刻な問題が起つていてることを提起したいと思つてます。

実は、この三位一体改革のときに公立保育所の運営費補助と施設整備費補助が一般財源化されてるんですね。それによつて何が起つていてるかというと、公立保育所の減り方が一段と加速をしたわけです。資料の一枚目にそのグラフを載せておきますけれども、青い棒グラフが公立保育所の数ですけど、ずっとこれまでも減つていたんですが、それが公立の運営費、施設整備費補助金が一般財源化された二〇〇五年からががんと公立保育所の減り方が加速してあります。これはそうならざるを得ないんですね。

大阪の松原市の松原市保育所民営化基本方針というのがあります、これは平成二十年五月に作られたんですが、こうあるんですよ。三位一体改革等により国からの補助金等は、保育所施設整備費及び運営費共に民間保育所に対しては継続される一方で、公立保育所については、一般財源化されるなど、実質的には減額となつてきている、このように財源が不透明な公立保育所を民営化することにより、保育所として将来にわたつて存続させることができるようになります。

要するに、公立の補助が一般財源化されたことによつて財政が不透明になつたと、本当にちゃんと市として財政確保できるかどうか分からない、だからもう保育所は民間にやらせた方が財政的にまだ展望が見えるということ、民営化に一層偏つていつていくわけですね。それでずっと公立は一層減るようになり、民間委託が増えて、とうとう〇八年、公立と民間保育所の数は逆転をここですることになるわけです。これ、松原だけじゃないです。東大阪でも泉大津でも行政の文書に同じ趣旨のことが書かれてあります。国の政策によつてこういうことが加速されたということなんですね。

私は、民間保育園は民間保育園で大事な役割を果たしていただいていると思つておりますが、しかし、公立保育所がこれまでゼロ歳児保育の受入れ、とか障害児の受入れ、あるいは困難児の受入れ、これはやっぱり切り開いてきたと思うんですね。そういう特別に保育士さんを加配するとか経験のある方を付けるとかいうことが要りますので、どこの保育所でも、公立がそういうことをやることによつて同様の質が地域の保育に保たれてきた。民間も含めて地域の保育の質の底上げをやる役割が、果たす役割が公立保育所にはあつたと思つてます。それがこういうふうにとんどんどんの質がやつぱりどうしても下がつてきつとあると、きているというのが今民間保育所で働く保育士も含めた実感として出ております。

一般財源化の際、私どもの吉川春子当時参議院議員も同じように高嶋委員と一緒に聞いておりました、麻生総理は、一般財源化によりまして保育料の引上げとかサービスの低下ということが論理的には起こり難いということになつておりますと答えておられるんですが、実際は今申し上げたようなことが起こつていくわけですね。

総務大臣、この問題、公立の縮小というものに加速が掛かつたと、それによつていろいろな影響が出ていくということについて御認識を伺いたい

と思つてます。

○国務大臣(鳩山邦夫君) これは、私の地元でも公立が民営化したところが幾つかあります、久留米市において。この流れの、環だと思つてます。もちろん、公立が減り私立が増えるというのは三位一体前にもあつた傾向ではあります、それが加速された。それはやはり一般財源化されたことが影響があるんでしょう。それからまた、いわゆる行政改革ということ、とにかく市町村にも徹し行政改革という課題が与えられた中で起きたことのようにも思えるわけでございます。

ただ、公立と私立の関係というのは、どつちかが圧倒的に優れているのならば、片方なくして全部公立にするか全部私立にするかはいんだらうと思ふんですが、私立と公立が併存しているというのはやっぱりそれなりの意味があるんだらうと。例は違ふかもしれないけど、やっぱり公立病院の役割ということがもう何度も議論になつていてことと近いものがやっぱりあるんだらうと、少しは、そんなふうにも思ふわけで、ちよつとこの傾向は、非常に危険なものを感じては居るわけでございます。それは、サービスが低下することによつて実際に子供に様々な悪影響が出る、あるいは被害が出るということが絶対ないように地方財政措置の拡充を図つていく中で、公立保育所が立派にやつていくようにこれは我々が努力しなければならぬ課題だと認識しております。

○山下芳生君 非常に踏み込まれたと思つてます。危険な状況を踏まえて、そういうことを是非一回実態を、これは厚労省が責任持つて見るべき問題だと思つてますけれども、是非一緒に歯止め掛けていただきたいと思います。

もう時間参りましたので。私は、この間の委員会では生活保護の問題を取り上げて、それから予算委員会では就学援助の問題を取り上げてきました。三位一体改革の名による一般財源化や交付税の大幅削減は、自治体での住民サービス、特に福祉や教育の切下げに直結していると、いろんな分野で、これは明らかになつ

てきました。これは当たり前なんです。自治体の仕事というのは住民の福祉の増進を基本とする、地方自治法第一条に書かれてありますから。その財政を縮小したら住民の福祉が縮小されるというのは要は当たり前のことで、しかし、貧困化が進み、もう悲鳴が上がつて下でこれ以上自治体の役割を縮小させてはならない。もう交付税の削減路線というのは転換して、地方六団体の強い要求である交付税の増額、復元、ここに切り替えることを強く求めて、終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。地方税法から入ります。

金融工学を駆使したといつてもはやされた様々な金融商品であるとか金融派生商品の取引というのは、今もう一転して壊滅状態、こんな状況です。じゃ、株はどうか。繰り返し私もこの委員会で指摘をしてきましたけれども、投資の中では初步に近い株式の保有、取引でさえも、携わつていけるのは日本では一部の高所得者層に限られていっているのが実態ですね。それはなぜか。やつぱり、元本の保証のないばくちみたいなもので、失つても生活に困らないほど多額の余裕資金を持つていないと恐ろしくて手が出せないということもあるし、また、株でもうけるには高度な経済情報、時にはインサイダー情報まで他に先駆けて手に入れる必要がある。高額所得者や大法人には証券会社などが特別の情報提供サービスしてくれますけれども、日々の労働と生活に追われる一般庶民というのはとても付いていけないというのが実態でもあるわけですね。

余分なことを申し上げましたが、さて自治税務局長にお伺いしますが、私が今まで述べたことと正反對の、税務局長は証券優遇税制を擁護する立場でしゃべつてきただけけれども、今もそうなのか。特に今日、一方で所得の格差が拡大をして、他方では金融取引が異常に膨脹した、実体経済から懸け離れた末にバブルが崩壊をする、破裂をした。こういう現在、証券優遇税制、そのことをまだまだ続ける意味があるのか、この点につい

ての反省というのは全くないのか、ここのところのちよつと見解を聞いておきたいと思ひます。
○政府参考人(河野栄君) お答えを申し上げます。

昨年の法案審議におきましても御議論を賜ったところでございます。その際申し上げたところでございますけれども、証券税制における特例措置に關しまして、私の方から個人の株式保有状況等御説明させていただきながら、株式の保有者というのは必ずしも高所得者に限られているわけではなくて、多くの一般個人投資家にもその効果が及ぶという旨の御説明をさせていただいたところでございます。

昨年の繰り返しになりますけれども、昨年よりまた少し新しいデータがございますので、同じような数字を申し上げますと、まず日本証券業協会が実施した調査、これは昨年の十一月の最新の時点の調査でございますけれども、個人投資家に占めるこれは頭数、人数に占める個人年収が五百万円未満の方の割合、これが六七％、約七割でございます。それから、七百万円未満の方の割合が八一％、約八割になっております。

それからまた、証券取引所においての調査がございますけれども、これは上場企業の個人株主の数、これは銘柄別を単純に合算したと、延べ人数でございますので、一人でたくさん銘柄を持つておられれば重複計上されますけれども、この時系列の推移を申し上げますと、十年間、最新のデータと比較して申し上げますと、平成九年度には二千七百八十六万人でございましたけれども、これが十年たった最新のデータの平成十九年度には三千九百九十六万人というふうにかなり増加をいたしております、個人投資家のす野というのには相当広がってまいつておるといふふうに考えております。

繰り返しになりますけれども、株式等の保有者というの、こういう状況でございますから必ずしも高所得者に限られているわけではなくて、中低所得者層の方でもかなりの方が株式等を保有

されておられるということで、今回も軽減税率の延長ということをお願いをさせていただいておりますけれども、こうした措置の効果というのはいくつかの一般個人投資家に及んでいくといふふうに考えております。

○又市征治君 まあ見解がちよつと違うのは、それは量的な問題、とりわけ金額の多寡の問題、そういう点でいうとそう多いわけじゃないんです。ちよつと株持っているのまで全部人数に入っているということまで全部挙げればそういう数字になるでしょう。

ところで、この小泉・竹中路線というのは、貯蓄よりも投資へといつて庶民の貯蓄である郵貯、簡保を締め付けたり、あるいは元本保証のない投資信託を郵便局で売らせたりという、こういうのをかねと太鼓で誘導してきたというのが実態ですよ。それが株式配当あるいは株式譲渡所得の課税の優遇措置をもたらしていると、こういうように思うんですが、しかし、公的福祉が貧困でますます自己負担が重くなっている生活の実態からすれば、リスクのある株にはなかなか手が出せないという実態があることもよく見ておかにやいかぬと思ひますよ。広がった所得格差を是正をすべき、この税制の不公平の是正。

また、今回、マネーゲームの警鐘を鳴らす意味でも、今年が本則二〇％に戻す期限だったのに、また軽減措置というのが延長する、二年間でしか、こういう格好が中身に入っているんでしょ、恐らく証券業界などの要求にもよるんでしょけれども、しかし、数年間にまたがる損益通算制、こんなものサラリーマンには全くないわけですよ。国税、所得税が問題の根源なんですよけれども、連動する地方税、これは三％ということですか、この住民税の観点からも、こんな延長はもうやめるべきだ、私はこんなふうに思ひます。そして、やつぱりむしろ金持ちのこの優遇税制を廃止をして、むしろ総合課税に移すべきじゃないのか。ここのところの認識はどうですか。
○政府参考人(河野栄君) 今回、軽減税率の延長

というものを御提案をさせていただいているところでございます。

先ほど御指摘いただきましたけれども、これ、二十年度税制改正におきましては、当時の株式市場の状況等が前提でございまして、当時の金融所得課税の一体化に向けて平成二十年末をもって廃止すると、一定の経過措置を講じた上でございまして、けれども、そういうことになっておったところでございます。しかしながら、昨年秋季以降、御案内のとおり、景気の急激な悪化に伴ひまして株価も大きく下落をいたしております。そういう中で、金融市場を活性化させるという観点から、この軽減税率の制度、三年間延長ということでお願いをさせていただいておるところでございます。金持ち優遇といった御指摘もあるところでございますけれども、先ほどもお答え申し上げましたとおり、株式等の保有者というのは必ずしも高所得者に限られているわけではございませんし、中低所得者の方でも多くの保有者がおられるということで、効果は多数の一般個人投資家に及ぶといふふうに考えております。

また、現在の株式市況、これ、株価が今年に入つてバブル後の最安値を更新するといった状況でございまして、この軽減税率は平成十五年から設けられておるわけでございまして、導入当時の平成十四年から十五年よりも更に厳しい状況にあるといふことでございまして、こうした状況を考慮いたしますと、これ、直ちに廃止するといふことではなくて、やはり現時点では延長することが必要といふふうに考えております。

それから、もちろんこれ特例措置でございまして、本来の姿に戻すということが望ましいわけでございます。その際に、総合課税という話もございまして、金融所得課税につきましましては、個人投資家が投資しやすい環境を整備していくという観点から、できるだけ簡素で分かりやすい税制を構築するということが重要かと思ひます。当面、金融所得課税の一体化といった基本課題もございまして、基本的には分離課税を基本

としてこういう方向に持つていくということが基本になるのではなからうかといふふうに考えております。

○又市征治君 自治税務局長の範囲ではないんだらうけれども、現実にこの間の景気動向の中で、もう配当は四倍ぐらいいに増えてきているわけですね、この小泉改革路線の中で、この格好の中でいけば、ここにむしろ優遇しているという実態が現実じゃないですか。むしろ、これだけ所得格差が全体で広がっているときに、そういうところでもうけている人々にむしろ課税は強化されるべきところではないのか、格差は正というのはそういうことじゃないのかと。だけれども、それはまた更に優遇は続けていきますと。そこはもう見解が全くそういう意味では違うわけで、まさに相変わらずの富裕層優遇だと言わざるを得ないというふうに申し上げているのはそういう意味なんですよ。

さて次に、さつき林さんがやられた問題との関連で申し上げますけれども、二〇〇九年度の地方交付税法ですが、本来国税五税をもつて賄うべき交付税総額に対する、国が、残念ながら責任放棄されている。具体的には交付税法第六條、大臣からもおっしゃいましたが、交付税法第六條の三の第二項の改正を全然しないで来ている、そういうことの責任。その結果として、臨時財政対策債という名の交付税の先食いの、これが慢性化をしてきている。今年も大幅な、五兆五千億に上る、こんなことが繰り返されるわけですから、これは我が党としてはもう反対ですけれども。

そのことを申し上げた上で、もう一点質問を申し上げますが、この交付税の総額の特別加算で、一兆円今度は増えましたよね。英断だと、こう言つて、おっしゃつておるが、ここで問題なのは、そのうちこの五千億円を地域雇用創出推進費と名付けていますよね。

端的に伺ひますが、この五千億円は雇用目的財源なのか、それとも何に使つてもいい一般財源なのか、ここのところの指導になつておるんですか。

○政府参考人(久保信保) 御指摘にございました地域雇用創出推進費でございますけれども、五千億円、これは地方財政計画上の歳出の臨時的な費目として計上いたしました。また、同額を地方交付税の臨時的費目として、地方交付税の算定上も基準財政需要額にその分を入れるということにいたしております。

この地域雇用創出推進費ができましたことについて若干お話ししますと、現下の厳しい雇用情勢の下で、地方自治体の創意工夫による雇用創出が求められておいて、政府としても地方に雇用創出につながる取組を期待しているということ、そしてまた、財源的には財政投融资特別会計の金利変動準備金を活用して、平成二十一年度と二十二年度の二年間にわたって創設するというようなことを踏まえまして、先ほど申し上げましたように、地方交付税法上も臨時費目として規定をするということにいたしましたわけでございまして、地方交付税でございますから、これは一般財源でございます。

○又市征治君 何か言語明瞭だけれども、中身がよく分からぬ。言語明瞭、意味不明なんぞ。

一般財源ですと、こう言われる。そういう格好で一般財源だと言われるから、これ今自治体で混乱起こしているわけですね。つまり、自治体の需要算定は雇用の指標を使って行うけれども、いったん配付されたらどこへ使おうと自由だと、こういうことなのか。

しかし、雇用という名を付ける以上、今日の雇用の深刻な状況にかんがみて、もう一度これ雇用に限定した財源にすべきじゃないのか。それがあまいだ。まあ麻生さんのぶれぶれという、こんなふうに言った方がいいのか知りませんが。

自治体の現場は大変困惑している。困惑というか、混乱をしている。ある県では、交付税上の需要額として総務省の物差しに従って試算したら、五十億円ということになった。しかし、知事が、なぜかその歳出の配分を雇用にはわずかに十億円として、あと四十億円は金融対策とか中小企業対策

とか、甚だしきは新技術の開発といった全く企業向けの補助金にまで拡大解釈して使おうという計画をしています。こういうところが出てくる。それでもいいのなら、雇用創出推進費という名を付ける意味は全くないんじゃないのか。

今、大臣、こういうことを紹介を申し上げたんだが、そのことをめぐって県議会でも問題になっている、こういうことなんですね。こういう論争になっていたわけですから、ひとつ、今財政局長が言ったことを含めて、是非大臣の解釈をひとつ参考までにお伺いをしておきたいと思えます。

○国務大臣(鳩山邦夫君) さっきの教育や保育所の問題とちよつと似ているところがあるのかもしれないませんが、これは雇用創出推進費ではありませんが、そうやって積んでいただくわけですから、あくまでも地方交付税でございますので使います。道は基本的には自由ということになっていくわけで、これが地方自治だ。

私も、地方団体に対していろいろ話をし、要請したり技術的な指導をしていく中で、大体十万人ぐらいの雇用創出というふうに考えているわけでございます。

これは、五千億を直接給料で割ればもつとほるか多くの雇用が生まれると思いますが、大体、給与というのかな、雇用創出した給与分というのは大体五千億の半分ぐらいかなというふうな見方をしているわけで、要は雇用につながる見方ではないということ、六千億の二次補正における地域活性化・生活対策臨時交付金、これも非常に使い勝手がいいと言われた。あの六千億だって、雇用には当然結びついていくわけですよ。

今度の五千億は、もうちよつと雇用により色濃く結び付けてもらいたい。しかし、使い道は基本的にそれはそんな縛りませんよということ、例えば中心市街地の活性化や産業振興、学校耐震化、防火安全対策、あるいは多様な子育て支援、少子化対策、高齢者福祉、障害者福祉、あるいは、鳩山プランなどと名付けておりますけれども、地域おこし協力隊員、これは今年三百人ぐらい都会から

中山間地域や農村に送ろうといったしております。これはいずれ特交とかそういうので手当するつもりではありますけれども、これを、何というんでしょうか、この五千億でやってみようというふうなことも考えておりました、地域の雇用創出につながる、つながりやすいものであるならば、この雇用創出推進費の創設趣旨に沿う取組と考えて基本的にみんな認めていくという方針でございます。

○又市征治君 だとすると、つながれば何でもいって、さっき私、もう繰り返しませんけれども、新しい技術開発なんというところも、それもおかこじつけりや雇用に行きますと。それはおかしいですよ。金融対策に使いますとか、そんな格好になっていくと、もちろん地方は困っているから、財源があるわけじゃないから、どこだろうと使えると言われるから何にでも、全然違つたところへ行く。しかし、政府が発表するときは、いや、厚生労働省関係ではこれだけの二千五百億プラス一千五百億出しますとか、総務省関係ではこれ五千億だとか、そういう話になっていくから、これは指針を雇用にやっぱりもつと特化するような努力をすべきじゃないのかということをお願いしているわけですよ。

時間がありませんから、せつかくの雇用問題で言いましたから、もう一つ申し上げておきたいのは、昨年、私この委員会で緊急な地域の雇用対策を申し上げて、十二月十八日のときに、じゃそれはもう緊急の雇用対策として特別交付金を使いましょうということ、大臣が決断した。だいて、すぐに通達を出してもらった。三月分の特交で六千七百億あるから、それを使つてもいいというふうにおつしやつた。大変いい判断だつたと思うんです。ところが、現実問題、やつていつてみたら、緊急のもの各自自治体やつたけれども、この間お聞きしたら五十四億ぐらいしかならないと、もつとこれは出てくるんじゃないかと、こう思つたが、そういう状況だ。

だけれども、本当は自治体では大変な労働力需要があるわけですよ、本当は、ある。例えば介護とか保育だとか、それからまた教育や医療や環境など、公的部門には随分とそれがあるんですよ。ところが、全国の自治体は困っている。今回は直接雇用の工夫もいろいろとされているようだけれども、しかし短期雇用じゃ応募する人は将来不安だし、応募してこない。わずかの臨時職員だと言われたんじゃないかと、こう言う。正規雇用にしようかと思つたら定数削減という逆縛りがある、これできない、こういう実態がある。そこで、せつかく大臣の御決断をいただいたけれどもなかなか進んでいないと、こういうことがある。ただ、ここはもう一つ知恵を絞るべきじゃないのか。というのは、自治体では政府が前から必要だと定めていながら大きく欠員になっているという、そういう部門もあるわけですよ。

その一つの例として申し上げるならば、消防問題ですね。二〇〇一年のちよつと建設・不動産不況がありました。そのときに、たまたまあのときに新宿の歌舞伎町の火災事故があつて四十四人の人が亡くなった、こういう問題があつて、大問題になりました。よくよくやってみるとこういう防災のための職員が足りない、こういう格好もありまして、私もその当時提案をさせていた。だきましたが、当時、緊急雇用対策の金があるじゃないか、これを使つてもやっぱりその査察をしつかりとやるべきだということを提起申し上げたら、あの当時、二年間にわたつて二千人ずつ臨時雇用をやつたんですよ。そういうことがありました。しかし、それは臨時ですよ。そういう状況があつて、なおまたこの間も大阪でああいう事故がありましたよ。やっぱり査察体制が非常に遅れている。

調べてみますと、消防職員の充足率というのは、全体としてまだ七六%でしょう。小規模団体では六割台ですよ。そういう実態である。

そこで、大臣、伺いますが、私これ何回も言いました。消防庁長官もくるくる替わるから、岡本さんが悪いと言っているんじゃないけれども、く

るくるる替わるから、同じことばかり皆答弁しておるけれども一つも前進しない。そこで、消防職員の不足数というのは五万人ですよ。人材を確保するには全く今チャンスだ。消防職員の平均給与で試算すると、これ私の計算でいえば四千三百億円余り。消防費はもちろん交付税算定で当然に増額されるわけですから、一挙にこれは正規職員を採用して何もおかしいことはない。消防庁長官、本日は喜ばにやいかぬ、私のこの発言を、本日はね。

だから、大臣が音頭を取って消防職員の不足分の充足で雇用を積極的に創出する。まさに一石二鳥ですよ。おまけにそれは景気回復への機動力にもなる、こう思うんですが、その点の是非前向きな御答弁を願いたい。

○政府参考人(岡本保君) お答えいたします。

今委員御指摘のように、消防力の整備指針に基づきます消防職員の充足率は七六%程度でございます。各市町村においては、公務員総数、今お話ございました全体を削減していく中で消防職員については増員をするという努力をいただいております。私どもといたしましても、市町村が必要な消防力を確保できるように、地方財政措置を含め、必要な支援をしたいということでございます。

具体的には、平成二十一年度におきましては、今御審議いただいております交付税の総額を確保した中で、普通交付税の消防費に係る職員数につきまして標準団体で増員するなど、全体として消防費の交付税措置を全体厳しい中で三・八%増とするなどの地方財政措置の充実を図っております。

そういうことも含めまして、今後とも市町村がその消防職員の充足率の向上に向けて、今御指摘ございましたように計画的に取り組めるよう、各市町村長さんにも個別のいろんな会議等でお願いをいたしておりますが、そういう意味での必要な助言、支援といったものに私ども取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長(内藤正光君) 時間も大分過ぎておりますので、端的に。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 又市先生の励ましを受けて、長官、頑張るように。

○委員長(内藤正光君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(内藤正光君) 次に、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。鳩山総務大臣。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律は、成田国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置を講ずることを目的として昭和四十五年三月に制定されたものでありますが、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととなっております。

政府としては空港周辺地域整備計画に基づく整備事業の推進に努めてきたところでありますが、諸般の事情により、一部の事業が法律の有効期限内に完了できない見込みであります。また、空港整備の進展に伴う周辺地域の状況の変化に対応するため、新たな事業を空港周辺地域整備計画に追加する必要があります。

このような状況にかんがみ、空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、この法律の有効期限を延長し、引き続き国の財政上の特別措置を講じていく必要があると考えております。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

この法律案は、成田国際空港周辺整備のための

国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年間延長し、平成二十六年三月三十一日までとするものとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(内藤正光君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十八分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。